(c) 供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を供給すること。

(d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によって定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

(e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

2 1に規定する協力は、次の分野において行うことができる。

(a) ウラン資源の探鉱及び採掘

(b) 軽水炉の設計、建設及び運転

(c) 軽水炉の安全

(d) 放射性廃棄物の処理及び処分

(e) 放射線防護及び環境監視

(f) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用

(g) 両締約国政府により合意されるその他の分野

3 1及び2の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。

第三条

前条に規定する両締約国政府の間の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、同条1(c)に規定する協力の場合については、次の要件に従う。

(a) 日本国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。日本国に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

(b) アラブ首長国連邦政府又はその認められた者が受領者となる場合には、アラブ首長国連邦内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。アラブ首長国連邦に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

第四条

1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。

2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第五条

1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて両国の間において移転された（直接であると第三国を経由してであるとを問わない。）核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、

(a) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。

(b) アラブ首長国連邦内においては、アラブ首長国連邦に関する保障措置協定の適用を受ける。

2 機関が何らかの理由により1の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であって、1に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第六条

1 日本国及びアラブ首長国連邦は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。

2 両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられる施設について、当該施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。

第七条

1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質については、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。

2 この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、日本国及びアラブ首長国連邦は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に適合するように行動する。

3 日本国及びアラブ首長国連邦は、それぞれ、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

第九条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、アラブ首長国連邦の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。

第十条

1 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。

2 この協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合

(b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が合意する場合

(c) 核物質について、機関が、第三条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は実際上回収不可能となったことを決定する場合